証券コード　3032
2021年６月11日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目３番１号
株式会社　ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長　佐　久　間　功

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本年は、新型コロナウイルスの感染予防の観点から、会場の座席を大幅に少なくしております。書面又はインターネットによって事前に議決権の行使をいただき、株主総会当日のご来場は、ご健康状態にかかわらず、極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使に際しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、行使してくださいますようお願い申し上げます。

［書面による議決権行使の場合］

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2021年６月25日（金曜日）午後５時までに**到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］

当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.net-vote.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインＩＤ」及び「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内にしたがって、**2021年６月25日（金曜日）午後５時までに**、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、スマートフォンをご利用いただいた議決権行使も可能です。

インターネットによる議決権行使の詳細につきましては、本招集通知４～５頁をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月26日（土曜日）午前10時

２．場　　所　埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番
ラフレさいたま　５Ｆ　桃

３．目的事項

報告事項
１．第34期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第34期（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）２名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(2) インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以　上

※　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始時刻は午前９時30分を予定しております。

※　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.golfdo.co.jp/）に掲載いたします。

※　本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.golfdo.co.jp/）に掲載させていただきます。

※　本総会当日の新型コロナウイルスの流行状況に応じ、必要な感染防止対策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.golfdo.co.jp/）に掲載させていただきます。

※　本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」を中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染防止対策に関するお知らせ

・本総会における新型コロナウイルスの感染予防のため、書面又はインターネットによる議決権行使のご検討をお願い申し上げます。
・本総会にご出席をご検討の株主様におかれましては、新型コロナウイルスの流行状況や当日のご自身の体調をお確かめのうえ、ご出席の見合わせを含め、マスクのご着用など感染予防のご配慮をお願い申し上げます。
・本総会は会場の座席間隔を例年より拡げるため、**会場の座席を大幅に少なくしております。**満席の場合は、ご入場をお断りさせていただくことがございます。
・ご来場いただいた株主様の体調が優れないとお見受けした場合は、運営スタッフがお声掛けさせていただき、状況によりご入場をお断りさせていただくことがございます。
・受付及び会場内に消毒液を設置し、運営スタッフはマスクを着用させていただきます。

何卒、株主の皆様のご理解並びにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時	2021年６月26日（土曜日）午前10時
開催場所	埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番 ラフレさいたま　５Ｆ　桃

2 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、お早めにご投函ください。

行使期限	2021年６月25日（金曜日）午後５時到着分まで

3 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
スマートフォンをご利用の場合は、ＱＲコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限	2021年６月25日（金曜日）午後５時まで

詳細は、次ページをご参照ください。

議決権の重複行使の取り扱い	1 書面(郵送)とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

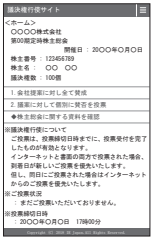
インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

1 議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



2 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

1 議決権行使ウェブサイト

https://www.net-vote.com/

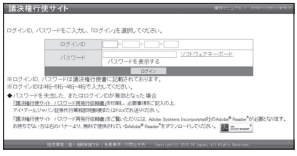
にアクセスしてください。

2 トップ画面



3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120−975−960（通話料無料）

〔受付時間〕午前９時 ～ 午後５時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインＩＤは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

Ⅰ．企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が一転して新型コロナウイルスの流行に翻弄され続け、経済と感染抑制の両立がままならない厳しい状況が続いております。また、経済活動が大きく制限されたことにより、企業業績の悪化や個人消費の減退を招いており、ワクチン接種が開始されたものの、先行きの不透明感を払拭するには時間を要するものと思われます。一方では、インターネットでの商取引やキャッシュレス決済などのデジタル化が急速に進むとともに、巣ごもり消費や環境保護など新たな需要に注目が集まっております。

リユース市場においては、コロナ禍により取扱品で明暗が分かれ苦戦する企業があるものの、Ｅコマースや個人間売買がけん引し市場の拡大傾向が続いております。

ゴルフ用品市場においては、ゴルフがキャンプや釣りとともに３密回避レジャーとして注目されるとともに、若年層を中心とした新たな顧客層が生まれ、参加人口が増加傾向にあると言われております。参加人口の減少と高齢化に苦しんでいたゴルフ業界にとっては切望していた機会であり、市場の成長・拡大につながると期待されております。なお、株式会社矢野経済研究所「ＹＰＳゴルフデータ」によりますと、新品クラブ及び用品類の販売は、４月の過去に例のない落ち込みで始まるものの、６月にはほぼ前年並みに回復し、７月以降は前年に増税前の駆け込み需要があった９月などを除いて大半の月で好調に推移し、年明け以降においてもプロパー品を中心とした堅調な販売や新製品を中心とした旺盛な需要が形成されております。

ゴルフ場及び練習場においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によりますと、１月～３月の利用者数前年同月比が、ゴルフ場は１月95.5％、２月103.7％、３月108.8％、練習場は１月107.8％、２月107.3％、３月108.3％でした。年間を通して見ると、ゴルフ場、練習場ともに、春から初夏にかけては苦戦するも、夏以降は３密回避レジャーとして定着したためか、好調に推移しております。

このような経営環境のなか、当社グループでは緊急事態宣言下の４月に全事業が大きな打撃を受け、単月の業績は過去最大の落ち込みとなりましたが、逆に６月以降は過去に例を見ない好業績が続き、最終的に当連結会計年度は過去最高益となりました。コロナ禍におけるゴルフ人気や特別定額給付金の支給の恩恵は間違いなくあるものの、前連結会計年度以前より地道に行ってきた店舗の人材育成や粗利益率改善などの施策によって店舗の収益力が向上していることも好調の大きな要因であり、特に「ゴルフ・ドゥ！」直営店の粗利益率改善が業績に大きく寄与しております。なお、若年層のゴルフへの参加が注目されておりますが、直営店においても特に25歳以下の新規会員増加率が目立っております。

直営事業においては、１回目の緊急事態宣言の解除後である６月以降に「ゴルフ・ドゥ！」店舗の業績が急回復し、店舗合計の売上高及び粗利益は３月まで前年実績に対し二桁の増加で推移いたしました。「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」もＥコマース市場シフトの潮流に乗り、好調に推移いたしました。また、11月には九州地方のフランチャイズ６店舗が直営店に転換しており、早期に商材を見直したこともあり、毎月の各店売上高及び粗利益はフランチャイズ店であった前年実績に対して二桁の増加で推移し、当社グループ業績に大きく貢献いたしました。なお、当連結会計年度の「ゴルフ・ドゥ！」直営店の売上高前年増減率は、全店ベース15.3％増、既存店ベース7.5％増となりました。

フランチャイズ事業においては、「ゴルフ・ドゥ！」フランチャイズ店の業績が直営店と同様に６月以降に急回復し、売上高は大半の月で前年実績に対し二桁の増加で推移いたしました。また、好調な「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」を経由した販売の増加も好調の大きな要因となっております。オープンについては、12月に「新居浜店」（愛媛県）が、中国・四国地方の中古ゴルフショップとしては最大級の売場面積として移転オープンし、３月にはゴルフ練習場のインショップとして、「鴻巣ジャンボゴルフセンター店」（埼玉県）が新規オープンしております。なお、当連結会計年度の「ゴルフ・ドゥ！」フランチャイズ店の売上高前年増減率は、全店ベース4.5％増、既存店ベース13.0％増となりました。

2021年３月31日現在の「ゴルフ・ドゥ！」は、直営25店舗、フランチャイズ49店舗で合計74店舗、当連結会計年度の売上高前年増減率は、全店ベース8.6％増、既存店ベース10.8％増となりました。

営業販売事業においては、一年を通して米国輸入品の欠品や納期遅れが続き、商品調達先の拡大に努めるものの、その影響を完全に補うまでには至りませんでした。国内ＥＣモールに出店している「ＧＯＬＦ　Ｊ-ＷＩＮＧＳ」は、米国輸入品や中古ゴルフクラブの在庫が安定せず、月によっては好不調の変動があるものの、年間合計で見れば好結果に終わりました。

アパレル事業においては、上半期は厳しい状況が続きました。10月以降は回復傾向となり第３四半期は黒字となりました。しかしながら、第４四半期は３月が単月黒字となったものの、１月と２月はセール品の不振に加え、入学卒業需要の盛り上がりに欠けたため、厳しい結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は売上高52億66百万円（前連結会計年度比7.8％増）、営業利益２億32百万円（同352.5％増）、経常利益２億28百万円（同281.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益１億38百万円（同256.7％増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

直営事業におきましては、売上高36億36百万円（前連結会計年度比15.3％増）、セグメント利益３億42百万円（同186.2％増）となりました。

フランチャイズ事業におきましては、売上高４億64百万円（前連結会計年度比5％減）、セグメント利益１億56百万円（同12.1％増）となりました。

営業販売事業におきましては、売上高11億97百万円（前連結会計年度比6.8％減）、セグメント利益21百万円（同62.3％減）となりました。

アパレル事業におきましては、売上高45百万円（前連結会計年度比11.0％減）、セグメント損失4百万円（前連結会計年度セグメント損失５百万円）となりました。

当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は、直営店舗の内外装・設備工事、社内ＯＡ機器取得、新規システム開発などにより総額１億15百万円の設備投資を実行いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、当社グループの所要資産として金融機関より長期借入金３億40百万円の調達を行っております。その他増資等による資金調達はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、2020年11月１日付で、株式会社ゴルフ・ドゥ九州より「ゴルフ・ドゥ！」事業の一部を譲り受けております。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 31 期 (2017年４月～2018年３月)	第 32 期 (2018年４月～2019年３月)	第 33 期 (2019年４月～2020年３月)	第 34 期 (当事業年度) (2020年４月～2021年３月)
売　上　高（千円）	5,478,102	4,889,111	4,885,437	5,266,364
経　常　利　益（千円）	49,727	△22,079	59,948	228,435
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	△182,868	△22,211	38,955	138,961
１株当たり当期純利益（円）	△72.93	△9.10	15.96	56.92
総　資　産（千円）	2,732,555	2,554,404	2,494,321	3,088,603
純　資　産（千円）	344,112	324,181	355,133	518,201
１株当たり純資産額（円）	140.95	132.72	145.40	204.26

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨て、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

２．記載金額頭部の△は損失を示しております。

３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第32期の期首から適用しており、第31期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 31 期 (2017年4月～2018年3月)	第 32 期 (2018年4月～2019年3月)	第 33 期 (2019年4月～2020年3月)	第 34 期 (当事業年度) (2020年4月～2021年3月)
売　上　高（千円）	3,832,083	3,699,417	3,672,233	4,088,212
経　常　利　益（千円）	56,255	△61,321	21,453	210,905
当 期 純 利 益（千円）	△256,456	△46,850	11,090	155,370
1株当たり当期純利益　（円）	△102.28	△19.19	4.54	63.64
総　資　産（千円）	2,591,550	2,401,324	2,313,737	2,820,948
純　資　産（千円）	318,850	272,154	283,237	457,977
1株当たり純資産額　（円）	130.60	111.41	115.95	179.59

（注）1．記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。

2．記載金額頭部の△は損失を示しております。

3．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年2月16日）等を第32期の期首から適用しており、第31期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

３．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金	当社の議決権比率	主　要　な　事　業　内　容
スクエアツウ・ジャパン株式会社	千円 10,000	100%	ゴルフ用品の小売り及び卸売り事業
The Golf Exchange, Inc.	US$ 400,000	100% (100%)	ゴルフ用品の小売り及び卸売り事業

（注）１．議決権比率欄の（　）内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しております。

２．株式会社ＣＳＩサポートは、2020年12月１日付で当社の100%連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と合併し、スクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社として解散しております。

４．対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、リユース市場におきましては、世界的に温暖化対策や環境保護の関心の高まりは、サスティナブルとの親和性が高いリユース市場には追い風になるものと思われます。ゴルフ用品市場におきましては、３密回避レジャーとしてのゴルフ人気に加え、2021年４月にメジャー選手権のマスターズ・トーナメントにおいて、松山英樹プロがアジア人初となる優勝を飾っており、ゴルフ用品市場は更に活況を呈すものと思われます。なお、リユース市場、ゴルフ市場ともにデジタル化への動きは更に加速度が増すものと思われます。

以上のことを踏まえ当社グループにおきましては、顧客ロイヤリティ向上を目的とした顧客利便性の徹底追求や統合データベース情報の最大限活用を図るため、2021年４月にリニューアルを終えてデジタル化への対応やユーザビリティの向上が大きく前進した「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」と「ゴルフ・ドゥ！」店舗の会員統合を最重要課題として進めてまいります。また、2022年３月期より「中期経営計画 Challenge2026（2022年３月期～2026年３月期）」がスタートしております。同計画においては、①EC戦略の強化 ②ゴルフ・ドゥ！店舗網の充実 100店舗体制（直営30店舗/FC70店舗）③ゴルフ・ドゥ！事業の海外展開 ④新規事業への取り組み ⑤人材開発・育成 ⑥財務基盤の強化 ⑦広報・IRの強化 ⑧株式市場のステップアップを見据えた組織・体制作りの８つを強化項目として掲げており、ゴルフ市場における大きな追い風を背に、新たな成長ステージへ挑んでまいります。

事業別の対処すべき課題は次のとおりです。

直営事業におきましては、「ゴルフ・ドゥ！」店舗の更なる収益力向上のため、買取り在庫の確保、回転率向上及び接客力向上を中心とした人材育成に力を注いでまいります。

フランチャイズ事業におきましては、ゴルフ人気を受け、「ゴルフ・ドゥ！」チェーン拡大に絶好となるこの機会を逃さぬよう、新規加盟店開発により注力してまいります。また、フランチャイズ本部機能の強化、加盟店ニーズに対する柔軟かつ迅速な対応を引続き図ってまいります。

営業販売におきましては、新型コロナウイルスの世界的な感染流行に起因する米国輸入品の欠品による影響低減を図るため、更なる商品調達先の拡大に努めてまいります。また、ゴルフ人気による増加需要を最大限に取り込むべく、新規卸先の開拓を引続き進めてまいります。

アパレル事業におきましては、「シューラルー」の安定した収益確保のため、人材育成に力を注いでまいります。

５．主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
直営事業	中古ゴルフクラブの小売り及び買取りを中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドゥ！」の直営店舗運営並びにＥＣサイト「ゴルフ・ドゥ！オンラインショップ」及び「ゴルフウェアユーズド」の運営
フランチャイズ事業	中古ゴルフクラブの小売り及び買取りを中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドゥ！」のフランチャイズチェーン本部運営
営業販売事業	ゴルフ用品の卸売り及びＥＣモールに出店する「ＧＯＬＦ　Ｊ－ＷＩＮＧＳ」の運営
アパレル事業	アパレルの小売りチェーン「シューラルー」のフランチャイズ店舗運営

６．主要な事業所及び店舗（2021年３月31日現在）

（1）当社

名　　称	所　　在　　地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目３番１号
ゴルフ・ドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番８
ゴルフ・ドゥ！宇都宮鶴田店	栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番１
ゴルフ・ドゥ！太田店	群馬県太田市西矢島町622番地１
ゴルフ・ドゥ！北浦和店	埼玉県さいたま市浦和区領家四丁目１番２号
ゴルフ・ドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフ・ドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番１号
ゴルフ・ドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番６
ゴルフ・ドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷一丁目27番21号
ゴルフ・ドゥ！川越店	埼玉県川越市山田1652番１
ゴルフ・ドゥ！ＧＬＯＢＯ蘇我店	千葉県千葉市中央区川崎町１番34号
ゴルフ・ドゥ！柏店	千葉県柏市若柴２番１号
ゴルフ・ドゥ！成田美郷台店	千葉県成田市美郷台一丁目19番地１
ゴルフ・ドゥ！環七練馬店	東京都練馬区豊玉南二丁目16番３の２
ゴルフ・ドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井三丁目18番２号
ゴルフ・ドゥ！武蔵村山店	東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目３番
ゴルフ・ドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフ・ドゥ！横浜町田インター店	東京都町田市鶴間一丁目１番地38
ゴルフ・ドゥ！厚木店	神奈川県厚木市林五丁目７番２号
ゴルフ・ドゥ！イオンタウン加古川店	兵庫県加古川市東神吉町出河原862
ゴルフ・ドゥ！福岡有田店	福岡県福岡市早良区有田６丁目26−３
ゴルフ・ドゥ！春日店	福岡県春日市春日４丁目86
ゴルフ・ドゥ！佐賀北店	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬字坪上古川718番１
ゴルフ・ドゥ！熊本南店	熊本県熊本市南区御幸笛田２丁目12番１号
ゴルフ・ドゥ！菊陽バイパス店	熊本県菊池郡菊陽町津久礼158−12
ゴルフ・ドゥ！東大分店	大分県大分市牧３丁目１番１号
ゴルフ・ドゥ！買取センター	埼玉県草加市北谷一丁目26番37号
シューラルーイオン栃木店	栃木県栃木市箱森町37−９

名　　称	所　　在　　地
西日本営業所	兵庫県神戸市北区上津台九丁目３番１
物流センター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番地14

（注）2020年11月１日付で九州地方のゴルフ・ドゥ！６店舗（福岡有田店、春日店、佐賀北店、熊本南店、菊陽バイパス店、東大分店）を、フランチャイズ加盟企業から譲受け、直営店に転換いたしました。

(2) 子会社

国　内	スクエアツウ・ジャパン株式会社	（埼玉県さいたま市）
海　外	The Golf Exchange, Inc.	（米国カリフォルニア州）

（注）株式会社ＣＳＩサポートは、2020年12月１日付で当社の連結100％子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と合併し、スクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社として解散しております。

7．使用人の状況（2021年３月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
直営事業	104（106）名	20名増（　５名減）
フランチャイズ事業	４（０）名	増減なし（増減なし）
営業販売事業	16（５）名	２名減（　１名減）
アパレル事業	１（４）名	１名減（　１名増）
全社（共通）	11（３）名	１名増（増減なし）
合計	136（118）名	18名増（　５名減）

（注）１．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．管理部門に所属している使用人は事業区分に該当しないため、全社（共通）として記載しております。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
122（116）名	19名増（６名減）	38.1歳	７年８ヶ月

（注）１．使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、パート及び嘱託社員は（　）に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．平均年齢は小数点第２位以下を切り捨てております。

８．主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

単位：千円

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	633,600
株式会社商工組合中央金庫	367,700
株式会社足利銀行	146,636
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社武蔵野銀行	100,000
株式会社大東銀行	41,690
川口信用金庫	38,240

９．その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社ＣＳＩサポートについて

2020年12月１日付で当社の100％連結子会社である、スクエアツウ・ジャパン株式会社と株式会社ＣＳＩサポートは合併し、スクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社として株式会社ＣＳＩサポートは解散しております。

Ⅱ．会社の現況

１．株式の状況　（2021年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　8,800,000株

(2) 発行済株式総数　2,540,642株

(3) 株主数　3,600名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
松田芳久	836,400	34.26
佐藤智之	170,500	6.98
伊東龍也	135,000	5.53
楠木哲也	124,900	5.12
佐藤弘子	30,300	1.24
和氣由泰	28,700	1.18
若杉精三郎	27,000	1.11
フォーク株式会社	26,400	1.08
今井みき	26,000	1.06
上遠野俊一	22,500	0.92

（注）１．当社は自己株式を99,200株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

①2019年１月28日開催の取締役会決議による新株予約権

（第５回新株予約権）

●新株予約権の数

942個（当社役員として652個）

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　94,200株（新株予約権１個につき100株）

●新株予約権の払込金額

１個当たり　　155円

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　　33,900円（１株当たり　　339円）

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

自己株式を充当するため、増加する資本金及び資本準備金はありません。

●新株予約権を行使することができる期間

2021年７月１日から2023年６月30日まで

●新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権者は、2020年３月期及び2021年３月期の各連結会計年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が320百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

ロ．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役、使用人又は社外協力者であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ハ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ニ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ホ．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

●当社役員及び割当てを受ける者の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	592個	59,200株	３名
取締役（監査等委員）	60個	6,000株	３名（社外取締役２名含む）

（注）新株予約権の目的となる株式の数は、本新株予約権の交付者である当社使用人が2019年８月に１名退職しましたため、新株予約権の数が50個、新株予約権の目的となる株式の数が5,000株、設定時よりそれぞれ減少しております。

②2020年７月27日開催の取締役会決議による新株予約権

（第６回新株予約権）

●新株予約権の数

650個

●新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　65,000株（新株予約権１個につき100株）

●新株予約権の払込金額

新株予約権１個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準とした額とする。なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺するものとし金銭の払込みを要しないものとする。

●新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの金額を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

●新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項

イ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が

生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記イ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

●新株予約権を行使することができる期間

2021年４月１日から2030年８月11日（但し、2030年８月11日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）まで

●新株予約権の行使の条件

イ．新株予約権者は、上記の新株予約権を行使することができる期間において、当社取締役（監査等委員ではない。）の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。ただし、任期満了による退任を除き、正当な理由がなく地位を喪失した場合、行使はできないものとする。

ロ．新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

ハ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ニ．本新株予約権の一部行使はできない。

ホ．本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

●当社役員及び割当てを受ける者の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員を除く）	650個	65,000株	１名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊東龍也	ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　代表取締役社長 The Golf Exchange, Inc.　取締役
取締役会長	松田芳久	株式会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ　代表取締役 株式会社サワン　代表取締役 ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　取締役
取締役	佐久間功	直営事業本部長 ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　取締役
取締役（監査等委員）	小澤幸乃	
取締役（監査等委員）	志村孝典	
取締役（監査等委員）	安野憲起	司法書士まめの木事務所 代表

（注）１．2021年３月31日をもって、伊東龍也氏は当社及びスクエアツウ・ジャパン株式会社の代表取締役社長を、The Golf Exchange, Inc. の取締役を辞任いたしました。
２．2021年４月１日をもって、松田芳久氏は当社の代表取締役会長及びスクエアツウ・ジャパン株式会社の代表取締役社長に就任いたしました。
３．2021年４月１日をもって、佐久間功氏は当社の代表取締役社長及びThe Golf Exchange, Inc. の取締役に就任いたしました。
４．2021年４月28日をもって、松田芳久氏は株式会社サワンの代表取締役を辞任いたしました。
５．監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外取締役であります。
６．監査等委員である取締役 志村孝典氏及び安野憲起氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
７．監査等委員である取締役 安野憲起氏は、司法書士の資格を有しており、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
８．当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に則り、監査等委員会に適宜必要な報告を行い、また監査等委員会が内部監査室と十分な連携を図ることなどにより、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役 小澤幸乃氏、志村孝典氏及び安野憲起氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役並びにそれらの相続人であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者は職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月22日及び５月20日開催の取締役会において、役員の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

イ．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

A．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、金銭報酬と自社株報酬で構成されるものとし、当社の中長期的な成長と企業価値の増大を目指すにあたって、各事業年度における業績の向上を図るうえでインセンティブとして有効に機能し、業績拡大のコミットメントを高めることを目的とする。また、その決定プロセスの妥当性及び客観性を確保するものとし、個々の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本として決定する。金銭報酬については、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、固定報酬としての基本報酬とし、自社株報酬については業績連動型ストック・オプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストック・オプションを基本とする。なお、当社は本決定方針制定時点において、業績連動型ストック・オプションを導入していないが、今後、以下の方針を基に、業績連動型ストック・オプションの導入の検討を行うものとする。

B．基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月額の固定報酬とする。基本報酬の金額は、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社業績等を考慮しながら総合的に勘案し、取締役会において決定するものとする。

C．自社株報酬の内容及び額もしくは数又はその算定方式の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
自社株報酬は、業績連動型ストック・オプション及び株主総会で決議がなされた株式報酬型ストック・オプションとする。業績連動型ストック・オプションの算定に際しては、役位に応じて設定した付与数につき、あらかじめ定める利益目標の達成で新株予約権を行使できるものとする。株主総会で決議がなされた株式報酬型ストック・オプションは、株主総会で決議がなされた範囲内で、前記B．の事項を総合的に勘案した上で付与し、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする。

D．基本報酬の額又は自社株報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、在任年数、世間水準及び当社の業績状況等を総合的に勘案して設定するものとする。

E．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項
a．委任を受けた者の氏名並びに地位及び担当
当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容については、2020年６月27日開催の取締役会において、当社代表取締役社長である伊東龍也氏の決定に一任しております。

b．委任権限の内容
代表取締役社長は、取締役の個人別の報酬の額を決定するにあたり、取締役の職責、経営指標に関する数値目標に対する達成度、非財務的な観点を含む経営目標に対する達成度及び当社の業績状況等を総合的に勘案し、基本報酬の金額を決定しております。

c．委任理由
各取締役の担当業務に広く関与でき、当社の業績状況を俯瞰的に判断できる立場にあることから、代表取締役社長に委任しております。

d．権限の適切な行使のための措置の内容
代表取締役社長は、当該権限が適切に行使されるよう、社外取締役と決定プロセスの確認及び意見交換を行い、かつその意見を踏まえ決定しております。以上のことから、取締役会は代表取締役社長による取締役の個人別の報酬等の内容は、決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

ロ．監査等委員である取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

当社の監査等委員である取締役の報酬は金銭報酬とし、個人別の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。金銭報酬は、株主総会で決議がなされた報酬限度額の枠内で、月額の固定報酬を基本報酬とする。基本報酬の金額は、業務執行に対する監査の実効性確保を最重要視し、独立した立場である監査等委員としての職責、非財務的な観点での経営に対する監督面から総合的に勘案し、監査等委員会において決定するものとする。なお、監査等委員の個別の報酬等の決定は、監査等委員の全員の同意を要するものとする。

② 当事業年度の係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	60,170	40,800	－	19,370	3
取締役（監査等委員）（うち社外取締役）	4,600（2,300）	4,600（2,300）	－（－）	－（－）	3（2）
合計（うち社外取締役）	64,770（2,300）	45,400（2,300）	－（－）	19,370（－）	6（2）

（注）１．2015年６月26日開催の第28期定時株主総会において決議された役員報酬額（基本報酬）は、取締役（監査等委員であるものを除く。）が年額１億6,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）、監査等委員である取締役年額が2,000万円以内です。なお、当該決議に係る取締役の員数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）が３名、監査等委員である取締役が３名（うち社外取締役２名）です。なお、定款が定める員数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）が４名以内、監査等委員である取締役が３名以上です。

２．2016年６月26日開催の第29期定時株主総会において決議された株式報酬額は、基本報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として年額5,000万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるものです。また、新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日以内に限り新株予約権を行使できるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定める旨のご承認をいただいております。なお、当該決議に係る取締役の員数は、取締役（監査等委員であるものを除く。）が３名、監査等委員である取締役が３名（うち社外取締役２名）です。

当該株式報酬型ストックオプションの内容及びその交付状況は、２．新株予約権等の状況に記載のとおりです。

３．当社は、取締役及び監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）に対して、賞与は支給しておりません。

４．上表には2021年３月31日をもって辞任した取締役１名を含んでおります。

５．当社役員には、連結報酬等（連結子会社の役員としての報酬等を含む。）の総額が１億円以上である者はおりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 安野憲起氏は、司法書士まめの木事務所代表であります。
当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 志 村 孝 典	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。主に当社における長年の社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の監査機能の強化等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 安 野 憲 起	当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、当社の業務執行に対する監督、助言等を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の法務やコンプライアンス等について適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が１回ありました。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社の監査等委員会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人和宏事務所は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

５．業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

（2016年５月16日改定）

(1) 当社並びに当グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社並びに当グループ各社は取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び心得を定め、遵守させる。

② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。

③ 当社並びに当グループ各社の使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

④ 当社は内部監査室を置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」並びに「個人情報保護基本規程」に基づき各部門の業務監査・制度並びに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。

⑤ 当社並びに当グループ各社は違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。

⑥ 当社並びに当グループ各社の取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。

⑦ 当社は監査等委員会設置会社である。各監査等委員は監査等委員会が定めた「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

(2) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 当社並びに当グループ各社は取締役の職務執行に関する情報を文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。

② 当社内部監査室は、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

(3) 当社並びに当グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社並びに当グループ各社の取締役会は事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社並びに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定に当たり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。

③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。

④ 当社内部監査室は、リスク管理体制について内部監査を行う。

(4) 当社並びに当グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社並びに当グループ各社の取締役会は、取締役会規程に従い、毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令又は定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。

② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。

③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

(6) 当社並びに当グループ各社における業務の適正を確保するための体制

① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。

② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。

③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。

④ 当社内部監査室は、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の意見を十分に考慮した上で、監査等委員会の職務を補助する使用人を設置する。

(8) 前項の使用人の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前項の監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

(9) 当社の監査等委員会の当基本方針第７項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないこととする。

(10) その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

① 当社並びに当グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社内部監査室は、実施した監査の結果等を報告する。

② 当社並びに当グループ各社の取締役、従業員等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

取締役、従業員及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会に対して直接通報を行うことができる体制としてヘルプラインを設ける。

(11) 前項の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った取締役、従業員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社並びに当グループ各社の取締役及び従業員に周知徹底する。

(12) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。

② 監査等委員会は、当社内部監査室と十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。

③ 監査等委員は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

② グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。

③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者又は関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。

④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

(15) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、当グループ各社の内部統制システムの整備及び運用状況を内部監査部門が確認調査しております。確認調査の結果、判明した問題点につきましては、是正処置を行い適切な内部統制システムの運用に努めております。

コンプライアンスにおいては、会社理念、経営方針、行動規範・指針の認識統一を図っております。なお、法令違反や不正行為の未然防止、早期発見を図るため、経営管理本部長及び監査等委員である社外取締役を窓口とした内部通報制度「ヘルプライン」を整備しております。

6．会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2021年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**2,356,697**	**流動負債**	**1,774,267**
現金及び預金	895,242	買掛金	387,708
売掛金	377,700	短期借入金	805,500
商品	1,016,869	１年内償還予定の社債	20,000
前払費用	35,391	１年内返済予定の長期借入金	179,571
短期貸付金	9,372	未払法人税等	96,063
その他	23,372	賞与引当金	49,533
貸倒引当金	△1,252	ポイント引当金	39,000
固定資産	**730,842**	株主優待引当金	8,414
有形固定資産	**255,953**	その他	188,475
建物及び構築物	221,905	**固定負債**	**796,134**
工具器具備品	28,994	社債	40,000
建設仮勘定	5,053	長期借入金	488,295
無形固定資産	**126,562**	退職給付に係る負債	143,281
ソフトウェア	27,889	資産除去債務	82,065
ソフトウェア仮勘定	68,087	その他	42,492
のれん	29,660	**負債合計**	**2,570,401**
その他	923	純資産の部	
投資その他の資産	**348,326**	**株主資本**	**463,747**
投資有価証券	13,913	資本金	506,120
長期貸付金	318,421	資本剰余金	159,523
破産更生債権等	2,167	利益剰余金	△103,688
長期前払費用	16,257	自己株式	△98,208
敷金及び保証金	172,707	**その他の包括利益累計額**	**34,938**
建設協力金	40,671	その他有価証券評価差額金	△1,338
繰延税金資産	37,886	為替換算調整勘定	36,276
貸倒引当金	△253,698	**新株予約権**	**19,516**
繰延資産	**1,064**	**純資産合計**	**518,201**
社債発行費	1,064		
資産合計	**3,088,603**	**負債・純資産合計**	**3,088,603**

(記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		5,266,364
売上原価		3,236,741
売上総利益		2,029,622
販売費及び一般管理費		1,797,431
営業利益		232,191
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,173	
受取手数料	4,999	
助成金収入	3,497	
その他	1,745	13,416
営業外費用		
支払利息	16,192	
為替差損	166	
その他	813	17,172
経常利益		228,435
特別損失		
減損損失	22,142	22,142
税金等調整前当期純利益		206,293
法人税、住民税及び事業税	89,186	
法人税等調整額	△21,854	67,332
当期純利益		138,961
親会社株主に帰属する当期純利益		138,961

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	506,120	159,523	△242,650	△98,208	324,786
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	138,961	－	138,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	138,961	－	138,961
当期末残高	506,120	159,523	△103,688	△98,208	463,747

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△3,277	33,479	30,201	146	355,133
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					138,961
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,939	2,797	4,736	19,370	24,106
当期変動額合計	1,939	2,797	4,736	19,370	163,067
当期末残高	△1,338	36,276	34,938	19,516	518,201

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	２社
連結子会社の名称	スクエアツウ・ジャパン株式会社 The Golf Exchange, Inc.

当社の100％連結子会社であるスクエアツウ・ジャパン株式会社と株式会社CSIサポートは、2020年12月1日付けでスクエアツウ・ジャパン株式会社を存続会社とする吸収合併を行っております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

ゴルフクラブ……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

ゴルフクラブ以外……総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産……当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　４年～34年
工具器具備品　　２年～15年

ロ．無形固定資産
ソフトウェア……社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．長期前払費用……均等償却をしております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

ロ．賞与引当金……従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ハ．ポイント引当金……ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の連結会計年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

ニ．株主優待引当金……株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．繰延資産の処理方法……社債発行費
社債償還期間（５年）にわたり均等償却しております。

ロ．消費税等の会計処理……税抜方式を採用しております。

ハ．連結納税制度の適用……連結納税制度を適用しております。

ニ．退職給付に係る会計処理の方法……当社は退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。一部の連結子会社については退職一時金制度又は確定拠出年金制度を採用しております。
退職一時金制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2．重要な会計上の見積りに関する注記

(1) たな卸資産の評価

①当年度の連結計算書類に計上した金額

商品　1,016,869千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社グループは、たな卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当年度の評価損の金額は15,760千円であり、期首戻入額との差額4,329千円を売上原価に計上しております。

たな卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌年度の連結計算書類において追加の評価損を計上する可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

①当年度の連結計算書類に計上した金額

建物及び構築物	221,905千円
工具器具備品	28,994千円
建設仮勘定	5,053千円
ソフトウェア	27,889千円
ソフトウェア仮勘定	68,087千円
のれん	29,660千円
長期前払費用	16,257千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

「4．連結損益計算書に関する注記」に記載しているように、当年度の連結計算書類において、アパレル事業の店舗設備につき減損損失22,142千円を計上しております。

当社グループは、原則として店舗等を基準として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産または資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額）が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損した当該金額を減損損失として計上することとなります。

そのため、当が資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額を前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失が発生する可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　590,169千円

4．連結損益計算書に関する注記

（減損損失に関する注記）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
シューラルーイオン栃木店 (栃木県栃木市)	店舗設備	建物付属設備、工具器具備品、長期前払費用等

(2) 減損損失の認識に至った経緯

上記のアパレル事業店舗については、当初想定していた収益の獲得が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

(3) 減損損失の金額及び内容

建物付属設備	14,365千円
工具器具備品	4,776千円
長期前払費用等	3,000千円
合計	22,142千円

(4) 回収可能価額の算定方法

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,540,642株

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、需要の範囲で行うこととしております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売上債権である売掛金は、営業販売先の信用リスクに晒されております。

貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

仕入債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払い期日であります。

建設協力金、敷金及び保証金については、主に店舗の賃貸借契約によるものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

借入金及び社債は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであ

り、償還日は最長で決算日後10年以内であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、貸付先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2021年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価 （ 注 １ ）	差 額（ 注 １ ）
① 現 金 及 び 預 金	895,242	895,242	－
② 売 掛 金	377,700	377,700	－
貸 倒 引 当 金 ※ 1	△1,252	△1,252	－
差 引	376,448	376,448	－
③ 投 資 有 価 証 券	13,913	13,913	－
④ 長 期 貸 付 金 ※ 2	327,794	327,190	△603
貸 倒 引 当 金 ※ 1	△251,531	△251,531	－
差 引	76,263	75,659	△603
⑤ 破 産 更 生 債 権 等	2,167	2,167	－
貸 倒 引 当 金 ※ 1	△2,167	△2,167	－
差 引	－	－	－
⑥ 敷 金 及 び 保 証 金	172,707	171,287	△1,419
⑦ 建 設 協 力 金 ※ 3	52,740	59,061	6,321
⑧ 買 掛 金	387,708	387,708	－
⑨ 短 期 借 入 金	805,500	805,500	－
⑩ 未 払 法 人 税 等	96,063	96,063	－
⑪ 長 期 借 入 金 ※ 4	667,866	647,407	△20,458
⑫ 社 債 ※ 5	60,000	59,732	△267

※1　売掛金、長期貸付金及び破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2　１年内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

※3　１年内に回収予定の建設協力金は、建設協力金に含めて表示しております。

※4　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

※5　１年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②売掛金

売掛金については、貸倒実績率により回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

③投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

④長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑥敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

⑦建設協力金

建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

⑧買掛金、⑨短期借入金、⑩未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑫社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」に含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	204円26銭
１株当たり当期純利益	56円92銭

８．重要な後発事象に関する注記

（第６回新株予約権の権利行使）

2021年4月2日に、第６回新株予約権について以下のとおり権利行使が行われました。

行使された新株予約権の個数	650個
発行した株式の種類	普通株式　65,000株
資本金増加額	9,717千円
資本準備金増加額	9,717千円

（ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

当社は、2021年５月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、従業員および当社子会社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の募集の目的および理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲および士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役、従業員および当社子会社の従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされており、2021年３月決算短信に記載の直近の業績（連結経常利益228百万円）に比して相当程度高い業績目標（2022年３月期および2023年３月期の連結経常利益の合計470百万円を超過且つ2022年３月期および2023年３月期の店舗買取額の合計2,800百万円を超過）の達成を行使条件として定めております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、基準日（2021年3月31日）現在の発行済株式総数の2,540,642株に対し最大で約6.9％に相当します。本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

(2) 新株予約権の発行要項

①新株予約権の数

1,745個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式174,500株とし、下記③イ．により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

②新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個当たりの発行価額は１円 とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番６号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較および検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所セントレックス市場」という。）における当社終値515円/株、株価変動率44.99％（年率）、配当利率0.00％（年率）、安全資産利子率-0.12％（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額515円/株、満期までの期間4.12年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

③新株予約権の内容

イ．新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株 とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株

予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数　＝　調整前付与株式数　×　分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする 。

ロ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金515円 （本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における＜名古屋証券取引所セントレックス市場＞における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ハ．新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年７月１日から2025年６月30日（但し、2025年６月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

ニ．増加する資本金および資本準備金に関する事項

ａ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とす

る。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ｂ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ａ．記載の資本金等増加限度額から、上記ａ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ホ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

ヘ．新株予約権の行使の条件

ａ．新株予約権者は、2022年３月期および2023年３月期までの各事業年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が470百万円を超過且つ2022年３月期および2023年３月期の店舗買取額の合計額が2,800百万円超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

ｂ．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ｃ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ｄ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ｅ．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

④新株予約権の割当日

2021年６月４日

⑤新株予約権の取得に関する事項

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、上記③ヘ．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

⑥組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、

組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ．新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記③イ．に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記③ロ．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記⑥ハ．に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記③ハ．に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記③ハ．に定める行使期間の末日までとする。

ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記③ニ．に準じて決定する。

ト．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ．その他新株予約権の行使の条件

上記③ヘ．に準じて決定する。

リ．新株予約権の取得事由および条件

上記５に準じて決定する。

ヌ．その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

⑦新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

⑧申込期日

2021年６月３日

⑨新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2021年６月４日

⑩新株予約権の割当てを受ける者および数

当社の取締役、従業員　81名　1,739個

当社の子会社従業員　　４名　６個

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,905,795**	**流動負債**	**1,605,204**
現金及び預金	753,256	買掛金	256,601
売掛金	212,095	短期借入金	800,000
商品	842,240	１年内償還予定の社債	
前払費用	31,489	１年内返済予定の長期借入金	175,534
短期貸付金	9,372	未払金	53,277
未収入金	35,903	未払費用	67,992
１年内回収予定の建設協力金	12,069	未払法人税等	95,208
その他	9,368	賞与引当金	44,805
固定資産	**914,089**	ポイント引当金	38,670
有形固定資産	**245,227**	株主優待引当金	8,414
建物	207,223	その他	44,700
構築物	11,062	**固定負債**	**757,766**
工具器具備品	21,889	社債	40,000
建設仮勘定	5,053	長期借入金	452,332
無形固定資産	**126,562**	退職給付引当金	142,186
ソフトウェア	27,889	資産除去債務	79,755
ソフトウェア仮勘定	68,087	預り保証金	39,800
のれん	29,660	長期未払金	3,692
その他	923	**負債合計**	**2,362,971**
投資その他の資産	**542,299**	純資産の部	
関係会社株式	214,856	**株主資本**	**438,461**
長期貸付金	318,421	**資本金**	**506,120**
長期前払費用	16,257	**資本剰余金**	**159,523**
敷金及び保証金	170,253	その他資本剰余金	159,523
建設協力金	40,671	**利益剰余金**	**△128,974**
繰延税金資産	33,369	その他利益剰余金	△128,974
貸倒引当金	△251,531	繰越利益剰余金	△128,974
繰延資産	**1,064**	**自己株式**	**△98,208**
社債発行費	1,064	**新株予約権**	**19,516**
		純資産合計	**457,977**
資産合計	**2,820,948**	**負債・純資産合計**	**2,820,948**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,088,212**
売上原価		**2,293,866**
売上総利益		**1,794,346**
販売費及び一般管理費		1,616,251
営業利益		**178,094**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	3,416	
受取手数料	41,148	
その他	4,826	49,390
営業外費用		
支払利息	15,579	
為替差損	271	
その他	729	16,580
経常利益		**210,905**
特別利益		
貸倒引当金戻入	29,000	29,000
特別損失		
減損損失	22,142	22,142
税引前当期純利益		**217,762**
法人税、住民税及び事業税	82,749	
法人税等調整額	△20,357	62,392
当期純利益		**155,370**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	506,120	159,523	△284,345	△98,208	283,091
当期変動額					
当期純利益			155,370		155,370
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					－
当期変動額合計	－	－	155,370	－	155,370
当期末残高	506,120	159,523	△128,974	△98,208	438,461

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	146	283,237
当期変動額		
当期純利益		155,370
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19,370	19,370
当期変動額合計	19,370	174,740
当期末残高	19,516	457,977

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品　① ゴルフクラブ　……　個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② ゴルフクラブ以外　……　総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	４～34年
構築物	10～20年
工具器具備品	２～15年

②無形固定資産……ソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用……均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

②退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

③賞与引当金……従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

④ポイント引当金……ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の事業年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

⑤株主優待引当金……株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費・・・社債償還期間（５年）にわたり均等償却しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２．重要な会計上の見積りに関する注記

(1) たな卸資産の評価

①当年度の計算書類に計上した金額

商品　842,240千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

当社は、たな卸資産につき収益性の低下が認められた場合には、一定の基準に基づき評価損を計上しております。当事業年度の評価損の金額は9,036千円であり、期首戻入額との差額1,099千円を売上原価に計上しております。

たな卸資産の収益性低下の判定に使用する正味売却価額は、当社設定標準売価を基礎として算出しております。今後の市場状況による収益性の低下が増大すると認められた場合には、翌事業年度の計算書類において追加の評価損を計上する可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

①当年度の連結計算書類に計上した金額

建物	207,223千円
構築物	11,062千円
工具器具備品	21,889千円
建設仮勘定	5,053千円
ソフトウェア	27,889千円
ソフトウェア仮勘定	68,087千円
のれん	29,660千円
長期前払費用	16,257千円

②重要な会計上の見積りに関するその他の情報

「４．(2) 減損損失に関する注記」に記載しているように、当事業年度の計算書類において、アパレル事業の店舗設備につき減損損失22,142千円を計上しております。

当社は、原則として店舗等を基準として資産のグルーピングを行っております。減損の兆候が認められる資産又は資産グループについては、回収可能価額（当該資産又は資産グループから得られる割引後将来キャッシュ・フローの総額もしくは当該資産または資産グループの正味売却価額のいずれか高い方の金額）が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、減損した当該金額を減損損失として計上することとなります。

そのため、当該資産又は資産グループが属する事業の経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、見積額を前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失が発生する可能性があります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　570,748千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	36,105千円
短期金銭債務	901千円
長期金銭債務	1,000千円

４．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	27,138千円
仕入高	69,209千円
営業取引以外の取引による取引高	40,549千円

(2) 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

①減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
シューラルーイオン栃木店 (栃木県栃木市)	店舗設備	建物付属設備、工具器具備品、長期前払費用等

②減損損失の認識に至った経緯

上記のアパレル事業店舗については、当初想定していた収益の獲得が見込めなくなったため、減損損失を認識いたしました。

③減損損失の金額及び内容

建物付属設備	14,365千円
工具器具備品	4,776千円
長期前払費用	3,000千円
合計	22,142千円

④回収可能価額の算定方法

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	99,200株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

		（2021年３月31日現在）
繰延税金資産		
減価償却費		1,085
未払金		8,402
未払事業税		5,804
貸倒引当金		77,092
賞与引当金		13,647
ポイント引当金		11,778
退職給付引当金		43,309
資産除去債務		24,293
減損損失		6,744
その他		11,382
繰延税金資産	小計	203,540
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△156,055
評価性引当額	小計	△156,055
繰延税金資産	合計	47,485
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用		△14,115
繰延税金負債	合計	△14,115
繰延税金資産の純額		33,369

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	スクエアツウ・ジャパン株式会社	所有直接100%	役員の兼務				
			商品の販売	売上高	27,138	売掛金	1,925
			商品の仕入	仕入高	69,209	買掛金	569
				支払手数料	42		
			資金の貸付	利息の受取	209	短期貸付金	
			業務の受託	受取手数料	35,845	未収入金	34,179

（注）１．取引金額に関しては、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 貸付金の金利は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(2) 受取手数料は、諸条件を勘案して交渉の上決定しております。

(3) 販売価格及び仕入価格については、市場価格を参考にして決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　179円59銭

１株当たり当期純利益　63円64銭

9．重要な後発事象に関する注記

（第６回新株予約権の権利行使）

連結計算書類の注記事項（8．重要な後発事象）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

（ストック・オプションとしての新株予約権の付与）

当社は、2021年５月20日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役、従業員および当社子会社の従業員に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を発行することを決議いたしました。

(1) 新株予約権の募集の目的および理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲および士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役、従業員および当社子会社の従業員に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は後述のとおり、あらかじめ定める利益目標の達成が行使条件とされてお

り、2021年３月決算短信に記載の直近の業績（連結経常利益228百万円）に比して相当程度高い業績目標（2022年３月期および2023年３月期の連結経常利益の合計470百万円を超過且つ2022年３月期および2023年３月期の店舗買取額の合計2,800百万円を超過）の達成を行使条件として定めております。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、基準日（2021年3月31日）現在の発行済株式総数の2,540,642株に対し最大で約6.9％に相当します。本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、中長期的な観点にて当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

(2) 新株予約権の発行要項

①新株予約権の数

1,745個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式174,500株とし、下記③イ．により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

②新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権１個当たりの発行価額は１円 とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren（住所：東京都港区東麻布一丁目15番６号）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や有限差分法を用いた格子モデルといった他の算定手法との比較および検討を実施したうえで、発行要項に定められた本新株予約権の行使の条件（業績条件）を適切に算定結果に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の算定を実施した。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させると同時に、将来の業績の確率分布を基に異なる標準正規乱数を繰り返し発生させ、本新株予約権の行使の条件である業績条件の達成確率を算出し、その結果を考慮した将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での本新株予約権権利行使から発生するペイオフの現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価格を得る手法である。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日の株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所セントレックス市場」という。）における当社終値515円/株、株価変動率44.99％（年率）、配当利率0.00％（年率）、安全資産利子率-0.12％（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額515円/株、満期

までの期間4.12年、行使の条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の算定を実施した。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果を参考に、当社においても検討した結果、本件払込金額と本件算定価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないと判断したことから決定したものである。

③新株予約権の内容

イ．新株予約権の目的となる株式の種類および数

本新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株 とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする 。

ロ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金515円 （本新株予約権の発行決議日の前日（取引が成立していない日を除く）における＜名古屋証券取引所セントレックス市場＞における当社株式普通取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行および自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

ハ．新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2023年７月１日から2025年６月30日（但し、2025年６月30日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。

ニ．増加する資本金および資本準備金に関する事項

ａ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とする。計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ｂ．本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ａ．記載の資本金等増加限度額から、上記ａ．に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

ホ．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

ヘ．新株予約権の行使の条件

ａ．新株予約権者は、2022年３月期および2023年３月期までの各事業年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が470百万円を超過且つ2022年３月期および2023年３月期の店舗買取額の合計額が2,800百万円超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

ｂ．新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

ｃ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

ｄ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

ｅ．各本新株予約権の１個未満の行使を行うことはできない。

④新株予約権の割当日

2021年６月４日

⑤新株予約権の取得に関する事項

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、上記③ヘ．に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

⑥組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ．交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

ロ．新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ．新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記③イ．に準じて決定する。

ニ．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記③ロ．で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記⑥ハ．に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

ホ．新株予約権を行使することができる期間

上記③ハ．に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記③ハ．に定める行使期間の末日までとする。

ヘ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記③ニ．に準じて決定する。

ト．譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

チ．その他新株予約権の行使の条件
　上記③ヘ．に準じて決定する。
リ．新株予約権の取得事由および条件
　上記５に準じて決定する。
ヌ．その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
⑦新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
　当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
⑧申込期日
　2021年６月３日
⑨新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
　2021年６月４日
⑩新株予約権の割当てを受ける者および数
　当社の取締役、従業員　81名　1,739個
　当社の子会社従業員　　４名　６個

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社　ゴルフ・ドゥ

取締役会　御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所
東京都千代田区

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　大 塚 尚 吾 ㊞

業 務 執 行 社 員　公認会計士　小 澤 公 一 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社　ゴルフ・ドゥ

取締役会　御中

監 査 法 人 和 宏 事 務 所
東京都千代田区

代 表 社 員
業務執行社員　公認会計士　大 塚 尚 吾 ㊞

業 務 執 行 社 員　公認会計士　小 澤 公 一 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの2020年４月１日から2021年３月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第34期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人和宏事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日

株式会社ゴルフ・ドゥ　監査等委員会

監査等委員　小　澤　幸　乃　㊞

監査等委員　志　村　孝　典　㊞

監査等委員　安　野　憲　起　㊞

（注）監査等委員 志村孝典及び安野憲起は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）２名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は本総会終結の時をもちまして任期満了となります。つきましては、取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査等委員会より、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	まつだ　よしひさ 松田　芳久 （1958年８月21日生）	1986年11月　有限会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ代表取締役 1987年９月　有限会社ﾌﾟﾗｽﾜﾝ代表取締役 1989年２月　有限会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟを株式会社へ改組、代表取締役（現任） 1996年９月　ｽﾀｱﾀﾞｲﾚｸﾄ株式会社取締役 2000年４月　有限会社ﾌﾟﾗｽﾜﾝを株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩへ改組、代表取締役 2005年４月　当社取締役会長 2010年５月　ｽｸｴｱﾂｳ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社取締役 2015年10月　株式会社ｻﾜﾝ代表取締役 2021年４月　当社代表取締役会長（現任） ｽｸｴｱﾂｳ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ代表取締役 ｽｸｴｱﾂｳ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社代表取締役社長	836,400株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	さくま　いさお 佐久間　功 （1974年12月16日生）	2000年６月　株式会社ｱｻﾋﾄﾚｰﾃﾞｨﾝｸﾞ入社 2002年６月　当社入社 2007年２月　当社直営事業本部長 2013年４月　当社執行役員 2016年６月　当社取締役 ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社取締役（現任） 2021年４月　当社代表取締役社長（現任） The Golf Exchange, Inc. 取締役（現任） （重要な兼職の状況） ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社取締役 The Golf Exchange, Inc. 取締役	13,000株

（注）１．当社は、松田芳久氏が代表取締役を務める株式会社ボックスグループとの間に物品購入に関する取引基本契約等を締結しておりますが、取締役会は当事業年度における取引の適正性・妥当性を確認しており、当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

２．2021年４月28日をもって、松田芳久氏は株式会社サワンの代表取締役を辞任いたしました。

３．佐久間功氏と当社の間に特別の利害関係はありません。

４．候補者である両氏は、2019年１月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第５回新株予約権）を、両氏合計で346個（34,600株）保有しております。本新株予約権につきましては、本第34期定時株主総会招集ご通知の事業報告　Ⅱ．会社の現況　２．新株予約権等の状況をご参照ください。

５．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社監査等委員である取締役全員（３名）は、本株主総会終結の時をもちまして任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小澤幸乃（おざわゆきの） （1955年４月25日生）	1986年11月　有限会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ入社 1993年12月　株式会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ取締役 2000年４月　当社取締役 2000年９月　当社常勤監査役 2015年６月　当社取締役［監査等委員］ （現任）	12,000株
2	志村孝典（しむらたかのり） （1959年２月19日生）	1988年９月　株式会社水上三洋商会入社 2000年９月　当社社外監査役 2015年６月　当社社外取締役［監査等委員］ （現任）	7,800株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 志村孝典氏を社外取締役候補者とした理由は、当社の社外監査役及び監査等委員である社外取締役としての長年の経験と知見が、当社の取締役会の実効性向上及び業務執行に対する監督、助言等に資するものと期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、監査機能の強化・充実に関し独立した立場から関与していただく予定です。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	やすのりき 安野憲起 （1949年４月28日生）	1990年８月　司法書士まめの木事務所開設、代表（現任） 2005年２月　当社社外監査役 2015年６月　当社社外取締役［監査等委員］（現任） （重要な兼職の状況） 司法書士まめの木事務所代表	10,000株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 安野憲起氏を社外取締役候補者とした理由は、司法書士として法務に関する相当程度の知見を有しており、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、法務について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待したためであります。 また、同氏が選任された場合は、法務・コンプライアンスに関し独立した立場から関与していただく予定です。 なお、同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外取締役候補者であります。

３．志村孝典氏及び安野憲起氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、両氏の在任期間は本総会終結の時をもって６年であります。なお、両氏は過去に当社の業務執行者でない役員（社外監査役）でありました。

４．候補者である三氏は、2019年１月28日開催の取締役会決議による新株予約権（第５回新株予約権）を、三氏合計で60個（6,000株）保有しております。本新株予約権につきましては、本第34期定時株主総会招集ご通知の事業報告　Ⅱ．会社の現況　２．新株予約権等の状況をご参照ください。

５．当社は、小澤幸乃氏、志村孝典氏及び安野憲起氏と、会社法第423条第１項の賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、三氏の再任が承認された場合は、三氏と当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって塡補されることとなります（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。）。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7．当社は、志村孝典氏及び安野憲起氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合には、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社の監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
えんどう　けいこ 遠藤　恵子 （1965年７月24日生）	2002年10月　司法書士遠藤事務所開設 代表（現任） 2007年５月　埼玉司法書士会理事 2015年５月　埼玉司法書士会綱紀調査委員（現任） （重要な兼職の状況） 司法書士遠藤事務所代表 埼玉司法書士会綱紀調査委員	－株
【選任理由及び役割の概要】 遠藤恵子氏を補欠の社外取締役候補者とする理由は、司法書士としての知見と経験を有し、司法書士事務所の代表としても、数多くの企業の法務について経験を有していることから、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考えたためであります。また、同氏が選任された場合は、法務・コンプライアンスに関し独立した立場から関与していただく予定です。 なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。		

（注）１．候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．遠藤恵子氏は補欠の社外取締役候補者であります。

３．当社は、遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第１項の賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

４．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社の監査等委員である取締役を含む被保険者の職務執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が当該保険契約によって填補されることとなります（ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求の場合を除く。）。遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番
　　ラフレさいたま　５Ｆ　桃
ＴＥＬ：０４８－６０１－１１１１（代表）



ＪＲ京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車　徒歩約10分
ＪＲ埼京線「北与野駅」下車　徒歩約15分
ＪＲ東日本の各種新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。

本総会は、ご出席いただいた株主様への「お土産」を中止させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。